



契約担当官

航空自衛隊第1航空
会計隊長 伊藤 勝

「航空自衛隊第1航空団(浜松基地)におけるオープンカウンター方式による見積依頼について」

オーブンカウンター方式とは、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第5項の規定に基づき実施する、随意契約における物品調達等の見積合せにおいて、見積を徴する相手方を特定することなく、見積合せに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

本件は、当該方式による随意契約を前提とした見積依頼です。

有効な見積書をもつて申込みをした者(郵送等)のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格の見積書をもつて申込みをした者を契約の相手方とします。

番号	種別	調達番号	件名	納入(履行)場所	納期(履行期限)	見積依頼書公表日	見積提出期限	見積合せの日時	防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)	参加条件	同等品申請提出期限
1	役務	373	発動発電機及び自動起動盤の撤去	航空自衛隊浜松基地	R7.1.31	R6.10.11	R6.10.30 12:00まで	R6.10.30 15:00	航空自衛隊基地等調達 オープニングカウンター実 施要領第5条のとおり	なし	
			以下余白								

詳細については、浜松基地HP掲載の調達情報「オープンカウンター方式による見積依頼について」及びオープニングカウンター方式の実施要領等によるほか、下記連絡先に
お問い合わせください。

仕様書等の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先(仕様書等を公表している場合を除く。)
〒432-8551

静岡県浜松市中央区西山町無番地
航空自衛隊第1航空団(浜松基地)基地業務群会計隊契約班
電話053-472-1111 内線7042 FAX053-472-7735 担当 新田

見積書

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊藤 勝

申込者住所
会社名
代表者職位氏名

印

履行期限		令和7年1月31日		履行場所		航空自衛隊浜松基地		
品名(件名)		規格		単位	数量	単価	金額	備考
発動発電機及び自動起動盤の撤去		仕様書のとおり(浜基LPS-B661033) 以下余白		式	1			
見積金額 ¥								
備考(辞退理由等)								
貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、上記のとおり提出します。								

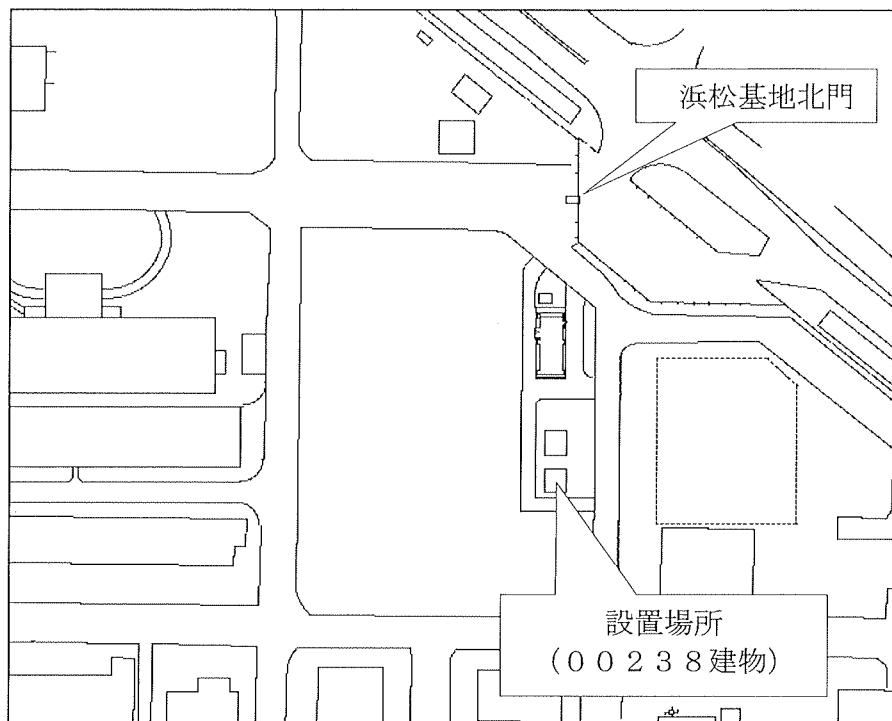
航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	発動発電機及び自動起動盤の撤去		浜基LPS-B661033
		承認	令和6年8月27日
		作成	令和6年8月27日
		改正	令和年月日
		令和年月日	
		作成部隊等名	浜松気象隊
1 総則			
1.1 適用範囲			
この仕様書は航空自衛隊浜松基地における、浜松気象隊の発動発電機及び自動起動盤の撤去役務について適用する。			
2 役務に関する要求			
2.1 履行場所			
航空自衛隊浜松基地とし、細部は付図1による。			
2.2 役務内容			
発動発電機、自動起動盤、それらに付属する燃料配管及びケーブルの撤去並びに官側が指定する場所までの運搬とする。			
2.3 撤去対象品			
撤去対象品は表1による。			
表1			
品名	寸法（長さ×幅×高さ）[mm]	重量	備考
発動発電機	3190×1104×1936	3300[kg]以下	詳細は付図3による
自動起動盤	805 × 800 × 2013	440[kg]以下	詳細は付図4による
2.4 撤去場所			
付図1に示す建物内の発動発電機、自動起動盤及びそれらに付属する配管並びにケーブルを撤去する。撤去に伴う作業は以下のとおり。			
a) 発動発電機撤去作業を開始する前に発動発電機内にある燃料及びエンジンオイルは抜き取ることとする。燃料は官側が指定する容器に保管し、エンジンオイルは契約の相手方が処分するものとする。			
b) 発動発電機及び自動起動盤は、接続されている電線及び配管を取り外した後に、付属する配管及びケーブルと共に付図2に示す撤去対象品運搬先へ運搬するものとする。			
2.5 資材及び器材			
この契約において必要な資材及び器材は、契約の相手方が準備する。			
3 監督・検査			
a) 作業中は監督官が立会するものとし、作業における変更事項が生じた場合は都度、監督官と協議を行うものとする。			
b) 検査は、検査官及び契約の相手方の立会いのもと行うものとする。検査において不具合が発見された場合、改善したのち再検査を受けるものとする。			

品名又は件名	発動発電機等の撤去の役務
4 提出書類	契約の相手方は撤去作業に先立ち、工程表（様式任意）を作成し、監督官に提出するものとする。
5 その他必要事項	契約の相手方は、基地において法令及び基地で定められた規則を遵守し、行動するものとする。代表的な遵守事項は次によるほか、細部は、官側の指示に従うものとする。 a) 契約の相手方は、基地及び基地施設の立ち入りに当たって、規則に基づく所要の手続きを実施し基地司令等の許可を受けることとする。 b) 契約の相手方は、基地内において官側が指定した場所以外への立ち入りは行わないほか、細部は、官側の指示に従うものとする。 c) 契約の相手方は、この契約によって知りえた情報について、第三者に漏らしてはならない。 d) 作業中における建物及び物品の損傷については、契約の相手方の責任で修復を実施するものとする。
6 仕様書の疑義	この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、官側に通知し、協議するものとする。

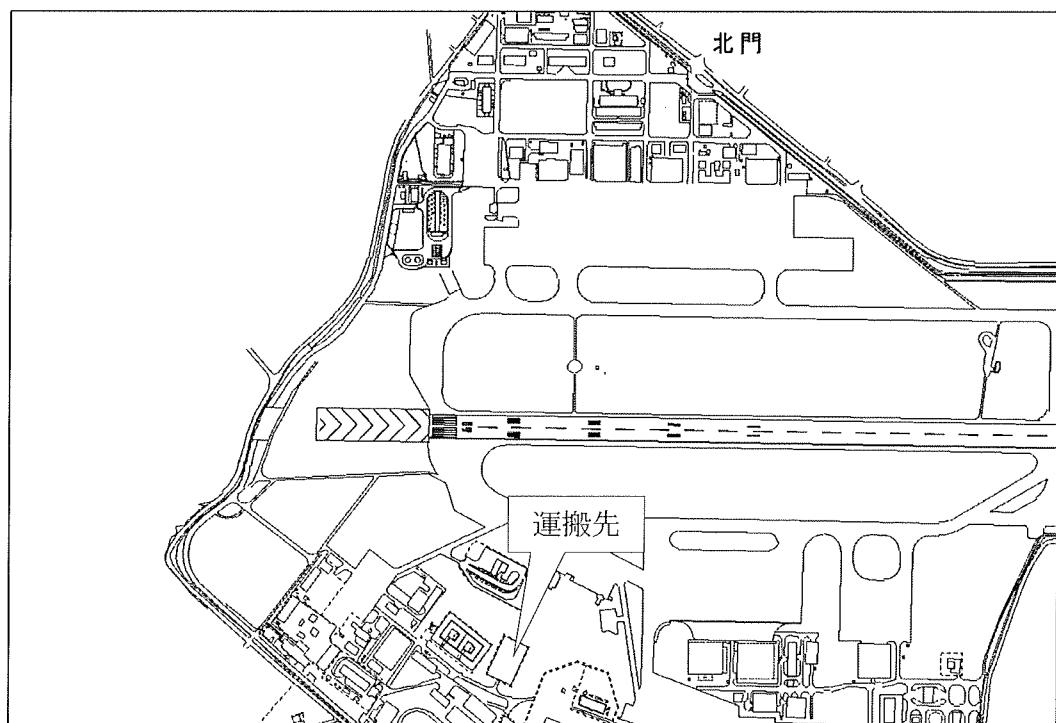
品名又は件名

発動発電機等の撤去の役務

浜松基地北地区



付図 1－発動発電機等設置場所



付図 2－撤去対象品運搬先

品名又は件名

発動発電機等の撤去の役務



付図3－発動発電機（写真）



付図4－自動起動盤（写真）